

令和 8 年 10 月 1 日

兵 庫 県 議 会

議 長 北 野 実 様

議員定数等調査特別委員会

委員長 藤田 孝夫

委員会調査報告書

第 371 回定例県議会において、本委員会に付議された「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する調査」について調査検討した結果を取りまとめたので、兵庫県議会会議規則第 77 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

本特別委員会においては、議員定数及び選挙区のあり方について、各会派から多様な意見が示され、活発な議論を重ねた。その結果、特例選挙区である相生市選挙区の取扱いについては合意に至ったものの、定数等の見直しの基本となる地域代表の確保や投票価値の平等などの考え方について、会派間の隔たりが大きく、委員会として一致した方向性を見出すには至らなかった。このため、本報告書では合意に至った事項と、なお意見の一致を見なかった事項とを区分して整理するとともに、後者については各会派の意見及び委員会における議論の内容を中心に取りまとめた。

記

1 調査の概要

本委員会は、令和 7 年 6 月 12 日に、「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する調査」を付議事件として設置された。

以来、令和 8 年 9 月 29 日までの間、合計 12 回にわたり委員会を開催して調査を実施した。

(1) 調査の進め方について

調査を進めるにあたり、まず委員長から、令和 7 年 10 月に実施される国勢調査について、人口速報値が令和 8 年 5 月までに、また確定値が同年 9 月までに公表される予定であることを踏まえ、県民への周知期間も考慮して、令和 8 年 9 月定例会において議員定数条例の所要の改正を行うことができるよう、当委員会の調査・検討を進める方針が示され、各委員とも異議なく了承した。

次に、特例選挙区である相生市選挙区（定数条例の附則において、令和 9 年以降の一般選挙では公職選挙法第 271 条を適用しない旨規定）の取扱いについて先行して協議・検討を進めることとし、総定数については、令和 7 年国勢調査人口の速報値の公表を待って検討する方針を確認した。

(2) 相生市選挙区の取扱いについて

相生市選挙区の見直しにあたっては、①「赤穂市、赤穂郡及び佐用郡選挙区」と合区して定数 2 とする案、②「たつの市及び揖保郡選挙区」と合区して定数 2 とする案、③「相生市及び赤穂郡選挙区」「宍粟市及び佐用郡選挙区」「赤穂市選挙区」に再整理してそれぞれ定数 1 とする案の 3 案が各会派から提案された。

これら選挙区案の検討にあたり、地元関係市町の市町長や市町議会議長等から県議会議長あて提出された意見書や陳情書の内容も踏まえつつ、各会派間で協議を重ねた。

その結果、令和 8 年 3 月 24 日、第 6 回委員会において、「相生市及び赤穂郡選挙区」として定数 1、「宍粟市及び佐用郡選挙区」として定数 1、「赤穂市選挙区」として定数 1 とする案で各会派の合意に至った。

(3) 総定数及び各選挙区別定数等について

令和 8 年 5 月 22 日、令和 7 年国勢調査人口の速報値（県発表分）が公表された。令和 7 年 10 月 1 日現在の兵庫県人口は、5,323,825 人で令和 2 年国勢調査の 5,465,002 人に比べ、141,177 人の減少となった。

この結果を踏まえ、①総定数、②選挙区及び選挙区別定数、③条例定数と人口比定数の差（いわゆる公職選挙法第 15 条 8 項ただし書きの適用）、④ 1 票の較差、⑤ 指定都市（神戸市）の区の合区の 5 つの検討項目について、各会派から意見が開陳されるとともに、委員間討議が行われた。

各会派の意見には削減の規模や手法に違いはあるものの、大きくは「特例選挙区の見直しを行ったうえで総定数を維持すべき」とする考え方と、「総定数を削減すべき」とする考え方に分かれ、特に総定数の維持・削減に関しては合意を見出すに至らなかった。

本委員会としては、次期一般選挙までの周知期間を念頭に令和 8 年 9 月定例会での議員定数条例の所要の改正を行う必要があることから、調査報告書を取りまとめるにあたり、特例選挙区の見直しのように意見の一致を見た事項については、その内容を記載するとともに、各会派間で意見に隔たりのある事項については会派名を付してそれぞれの考え方を併記する方針のもと、正副委員長試案を作成することとした。

(4) 令和 7 年国勢調査人口の確定値について

令和 8 年 9 月 29 日に令和 7 年国勢調査人口の確定値が公表されたが、同日開催の第 12 回委員会において、これまで速報値に基づき検討を行ってきた本委員会の調査結果に影響を与えるものではないことが確認された。

2 委員会として意見が一致した事項

(1) 特例選挙区の見直し

特例選挙区である相生市選挙区、及びその周辺地域の選挙区割及び定数について

次のとおりとする。(第6回委員会で合意)

選挙区の名称	選挙区の区域	定数(人)
相生市及び赤穂郡	相生市及び赤穂郡上郡町の区域	1
赤穂市	赤穂市の区域	1
宍粟市及び佐用郡	宍粟市及び佐用郡佐用町の区域	1

3 委員会で合意されなかった事項に関し、各委員等から述べられた意見

(1) 議員定数について

〈自民党、公明党、ひょうご県民連合〉

現行の総定数 86 人を維持するべき

- ・本県は旧五国から成る多様性豊かな県であり、人口減少が進む中であっても、各地域の声を県政に反映し続けるため、現行の 86 人を維持すべきである。(自民)
- ・現行の条例定数 86 人は、旧法定上限数 107 人よりも約 2 割減じられており、全国平均に比べても高い減数率である。条例定数を増やすことは、県民の理解が得られないと考えられることから、定数増とならない方向で、1 票の較差の改善等を図るべきである。(公明)
- ・行財政改革の流れの中で定数を削減してきた結果、配当基数 0.5 を切る選挙区が生じ、人口減少地域の選挙区が合区を余儀なくされる状況となっており、これ以上の定数減は避けるべきである。(県民)

〈維新の会〉

総定数を 86 人から 2 減じ 84 人とする

〈躍動の会〉

2 割削減して 69 人程度とする

〈共産党〉

96 人程度とする

(2) 選挙区及び各選挙区別定数について

〈自民党、公明党、ひょうご県民連合〉

特例選挙区の見直しに係る選挙区以外は現行どおりとする

〈維新の会〉

神戸市須磨区を定数 2 (3→2)、神戸市長田区を定数 1 (2→1) とする

〈躍動の会〉

人口減少が進む地域については、必要に応じて選挙区の見直しや合区についても検討すべき

〈共産党〉

特例選挙区は解消すべき

(3) 条例定数と人口比定数の差について

〈自民党、公明党、ひょうご県民連合〉

公職選挙法第 15 条 8 項ただし書きを以下の選挙区に適用する

ア 人口比定数から 1 増とする選挙区・・・神戸市長田区、神戸市須磨区、
豊岡市及び美方郡

イ 人口比定数から 1 減とする選挙区・・・神戸市西区、明石市、西宮市

・公職選挙法では、議員定数は人口比例を原則としながらも、地域間の均衡を考慮できることが定められており、全国の都道府県議会でも多くがこの規定を活用している。本県においても、地域代表の確保という観点から同規定を適用してきた。前回の見直しで合区となった豊岡市及び美方郡選挙区については、広大な但馬地域に住む県民の声を県政に反映させるため、これ以上の定数削減を行わず、増員選挙区とする一方、西宮市選挙区については、将来的に定数の在り方を議論する余地はあるものの、総定数との関係も踏まえ、今回は現行定数を維持する観点から、減員選挙区とすることが適当と考える。(自民)

・本来、条例定数と人口比定数との乖離は解消すべきではあるが、1 票の較差の改善も図る必要があると考える。このため現行 4 選挙区に加えて、西宮市選挙区、豊岡市及び美方郡選挙区にも適用し、定数については、現行 4 選挙区は条例定数を維持しつつ、西宮市選挙区は 7 名、豊岡市及び美方郡選挙区は 2 名とすることにより、1 票の較差の改善を図る。(公明)

・条例定数と人口比定数の差に関しては、基本的には是正が求められる一方で、現下の状況を踏まえると、現在の条例定数を維持すべきと考える。条例定数が人口比定数を下回っている選挙区及び条例定数が人口比定数を上回っている選挙区については、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書を適用し、現行の条例定数を維持するべきである。(県民)

〈維新の会〉

配当基数が条例定数を下回る選挙区について、地域の実情や制度、仕組みの長所・短所を十分に考慮した上で、定数削減によりその差の解消を図るべき

(4) 1 票の較差について

〈自民党、公明党、ひょうご県民連合〉

第 6 回委員会合意案に基づき試算すれば、1 票の最大較差が前回（令和 2 年国勢調査人口時）の 3.31 倍から 2.48 倍に縮小し、改善している

〈維新の会〉

立法措置などで解消できない課題については、憲法改正を行って解決を図っていくべき

〈躍動の会〉

人口動態を踏まえた定数配分の見直しを定期的に行うべき

〈共産党〉

較差を 2 倍以内として格差解消に努めるべき

(5) 指定都市（神戸市）の行政区を単位とする選挙区の合区について

〈自民党、維新の会、公明党、ひょうご県民連合、共産党〉

現時点で検討する状況にない

- ・現時点では、過疎地域の地域代表の在り方に関する議論を優先すべきであり、早急な見直しは必要ない。（自民）
- ・政令指定都市の県議会議員の在り方など、その定数については議論があつてしかるべきと考えているが、現時点において政令市、神戸市の区の合区については考えていない。（維新）
- ・現状においては、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書きの適用により、対応が可能であることから、直ちに見直す状況にはない。（公明、県民、共産）

〈躍動の会〉

将来的に 3 つ程度に合区すべき

(6) その他意見

〈自民党〉

- ・今後も人口減少が特に多自然地域において、加速度的に進んでいくことが確実であり、但馬地域や西播地域のような広大な面積や複数の自治体を抱える選挙区が増えていく可能性がある。このため人口比例を原則とする現行制度の見直しを国に求めていくとともに、本県議会の選挙区や議員定数の在り方については、将来にわたって安定的な運用が図られるよう、中長期的な視点で引き続き議論を行う必要がある。

〈維新の会〉

- ・令和 8 年 7 月、本県においては、財政問題がなお一層顕在化してきた。今後、本県の投資的経費を削減せざるを得ない状況が見込まれる中で、議員定数等について、人口比のみで議論するのではなく、今後は、議員の待遇や定数の在り方についても、本県の財政を健全化させていくための諸改革を改めてスタートさせる観点から議論する必要がある。そのため今般の本県財政改革に合わせ、議員定数を 2 割削減することも検討すべきである。

〈ひょうご県民連合〉

- ・今回の議員定数等調査特別委員会においては、総定数の維持を主張するが、次期任期においては、厳しい県財政状況を踏まえ、県民にかなりの負担を強いることも想定されることから、抜本的な選挙制度見直しと合わせ、総定数の見直しについて議論するべきである。その旨を、「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の改正条例の附則に規定すべきと考える。

検討項目に対する会派の基本的な意見

	自由民主党	維新の会	公明党	ひょうご県民連合	躍動の会	日本共産党
1 総定数	86 人 (考え方) 本県は、気候風土、歴史文化の異なる摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の旧五国が一つになった県であり、五国の個性が兵庫県の強みである。 人口減少や少子高齢化、そして都市部への人口流出が進む中にあって、本県の地域創生の実現には、五国それぞれが有する個性と活力を決して失わせてはならない。 そのためには、引き続き様々な地域の意見を吸い上げ、本県の発展に生かしていく必要があり、少なくとも現在の条例定数（86）を維持すべきである。	84 人 (考え方) 本県財政悪化が明らかになった以前の、これまでの議員定数等調査特別委員会での議論を大前提にした場合、86から2を減じ84とする。	86 人 (考え方) 現行の条例定数86人は、一定の判断目安となる旧法定上限数107人よりも約2割減じられており、全国平均に比べても高い減数率である。 条例定数を増やすことについては、現状、県民の理解が得られないと考えられることから、議会としても定数増とならない方向で1票の較差の改善等を図っていくべきである。	86 人 (考え方) 行財政改革の流れの中で定数を削減してきたが、結果として配当基数0.5を切る選挙区が生じ、人口減少地域の選挙区が合区をせざるを得ない状況が生み出されることになる。これ以上の定数減は避けるべきであることから、条例定数は86人を維持すべきである。	69 人程度 (考え方) 兵庫県議会議員の総定数を現行86人から約2割削減し、69人程度とすることが適当であると考ええる。	96 人程度 (考え方) 県民の民意反映のために、定数削減をおこなうべきではない。 県民の多様な民意をより広く反映させるために、総定数は増やすべきだと考える。また総定数を増やすことで、兵庫県がかかえる1票の格差の是正や、人口の少ない地方での定数の確保、人口比定数と条例定数の乖離などの解消も、進めていくことができると考える。 (旧)法定上限数に対する兵庫県の減数率は、現在21.1%で、全国で4番目となっているが、減数率をせめて平均の11.4%程度、となる96人程度を総定数にすることを提案する。
2 選挙区及び選挙区別定数	○選挙区について 第6回委員会合意案による選挙区のとおりとする。(赤穂市、赤穂郡及び佐用郡選挙区の合区を見直し、相生市と赤穂郡、宍粟市と佐用郡を合区し、赤穂市は単独で選挙区とする) ○各選挙区において選挙すべき議員の数について 人口減少及び都市部と過疎地域における人口偏在が進む中、人口比例配分に基づく定数設定を原則とすることは前提としつつも、地域間の均衡を考慮し、各地域の声を県政に適切に反映させる観点から、選挙区別定数については、地域の実情を踏まえ、慎重かつ丁寧に検討していく必要があると考える。 したがって、総定数を現行の86人で維持することも考慮し、各選挙区の定数は現行条例のとおりとする。	本県財政に悪化に伴う以前の議論上、 ○特例選挙区 第6回委員会で合意したとおり。 ○その他の選挙区 神戸市須磨区選挙区を定数2とする。(3→2 (△1)) 神戸市長田区選挙区を定数1とする。(2→1 (△1))	特例選挙区である相生市については、第6回委員会で合意されたとおりとする。 その他の選挙区及び選挙区別定数については、現行どおりとする。	特例選挙区の見直しに関して、第6回委員会で合意したものを除いて、現行定数条例のとおりとする。	選挙区別定数については、人口を基本原則としつつ、地域の実情や生活圏、行政区域の一体性などを総合的に勘案し決定すべきである。 また、総定数を削減するためには、人口動態の変化を適切に反映した定数配分を行うとともに、人口減少が進む地域については、必要に応じて選挙区の見直しや合区についても検討すべきである。	特例選挙区は、解消すべきである。

	自由民主党	維新の会	公明党	ひょうご県民連合	躍動の会	日本共産党
3 条例定数と人口比定数の差	公職選挙法第 15 条第 8 項の規定は、議員定数は人口に比例して定めることを原則とする一方、そのただし書において、特別の事情がある場合は、地域間の均衡を考慮して定めることができるとしている。 全国の都道府県議会においても、8 割程度がこの規定を適用し、地域の実情に応じた議員定数の確保に努めている状況である。 本県議会では、本規定により神戸市長田区、須磨区を増員選挙区、明石市と神戸市西区を減員選挙区としているが、それぞれ人口比定数との差は 1 人である。また、1 票の最大較差は現行の選挙区のままでは 3.52 倍（特例選挙区を含む）になる試算であるが、第 6 回委員会合意案に基づく選挙区による試算では、2.48 倍に軽減される。 さらに、前任期の議員定数等調査特別委員会において、合区となった豊岡市及び美方郡については、広大な但馬地域に住む県民の声を県政に反映させるため、これ以上議員定数は削減せず増員選挙区とすべきである。 また、この度、条例定数が人口比定数を下回っている西宮市については、今後、現行の減員選挙区も含め、定数のあり方について将来的に議論する可能性はあるものの、定数増については総定数との関係も踏まえ、慎重かつ丁寧に検討していく必要があると考えるため、今回は現行定数を維持する観点から、減員選挙区とすべきである。 なお、本規定の適用により課題となる選挙区間の逆転現象も生じていない。	配当基数が条例定数より小さい選挙区については、地域の実情や制度仕組みの長所短所を十分に考慮した上で、定数削減によって差の解消をするべきと考える。	本来、条例定数と人口比定数との乖離は解消すべきではあるが、1 票の較差の改善も図る必要がある。 このため、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書きの適用を現行 4 選挙区に加え、西宮市、豊岡市及び美方郡にも適用することとする。 定数については、現行 4 選挙区は現行条例定数を維持しつつ、西宮市は 7 名、豊岡市及び美方郡は 2 名とすることにより、1 票の較差の改善を図るものとする。	条例定数と人口比定数の差に関しては、基本的には、是正されることが求められる一方で現下の状況を踏まえると既述のとおり現在の条例定数を維持すべきと考える。条例定数が人口比定数を下回っている選挙区及び条例定数が人口比定数を上回っている選挙区については、公選法第 15 条 8 項ただし書きを適用し、現行の定数条例を維持する。	条例定数は、人口を基本としつつ、地域の実情その他の事情を総合的に勘案して定めるべきである。 その際、議会機能を十分確保できることを前提に、人口減少や社会経済情勢の変化、行政改革の推進などを踏まえ、県民に理解される適正な議員定数となるよう不断の見直しを行うべきである。	公選法 15 条 8 項と但し書きには「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」とされている。R 7 国調人口速報値では、配当基数が条例定数より小さい選挙区として、須磨区、長田区、豊岡市及び美方郡、たつの市及び揖保郡、三田市となっている。これら地域は、地域間の均衡の考慮という点で、理解できる。しかし配当基数が条例定数より大きい明石市、西宮市、神戸市西区、宝塚市、芦屋市については、「人口を基準とした地域間の均衡」といった場合、条例定数を配当基数に近づける必要があると考える。よって、条例定数と人口比定数の差をいって解消する方向での、定数増を検討する必要があるのではないかと考える。

	自由民主党	維新の会	公明党	ひょうご県民連合	躍動の会	日本共産党
4 1票の較差	第6回委員会（R8.3）合意案に基づく選挙区による試算では、特例選挙区を含む1票の最大較差は前回改選時の3.31倍から2.48倍まで軽減される。 日本の縮図と呼ばれ、地域間で人口や産業構造等の変化が大きい本県においては、地域代表の確保に当たって、より柔軟かつ慎重に判断していく必要がある。	立法措置などでも解消できない課題については、憲法改正を行って解決をはかっていくべきと考える。	公選法第15条8項ただし書きの適用により、1票の較差は改善される。	特例選挙区の見直しに関して、第6回委員会で合意された見直し案により、1票の較差は3.52倍から2.48倍へと一定程度縮小しており、改善している。	人口動態を踏まえた定数配分の見直しを継続的に行い、公平性の確保に努める必要がある。	・国政選挙と同様に、較差を2倍以内として格差解消に努めるべきである。 ・また、兵庫県が多く抱える1人区では、無投票や死票が多くなり、有権者の投票の権利や選択の幅を狭める問題点があり、その改善も検討すべき。 ・上記の点をふまえ、民意の反映という観点も含めて、総定数を増とする方向での検討が求められる。
5 指定都市（神戸市）の区合区	都市部と地方部の人口差異が大きい本県においては、特に人口が集中する神戸市の選挙区及び議員定数のあり方が将来的に議論される可能性はあるが、現時点では、人口減少が進む過疎地域の地域代表のあり方に係る議論が優先されるべきであり、早急に検討する必要はない。	政令指定都市の県議会議員のあり方やその定数については議論があってしかるべきと考えるが、現時点において指定都市（神戸市）の区の合区については考えていない。	現状においては、公職選挙法第15条第8項ただし書きの適用により対応が可能であることから、直ちに見直す状況にはない。	既述の総定数、選挙区及び選挙区別定数、条例定数と人口比定数の差、1票の較差などの会派意見を踏まえ、指定都市（神戸市）の合区について現在検討する状況にはないと考える。	神戸市について推計値では、中央区と須磨区のようにすでに逆転している事例もあることから、定数の調整をすべき。 将来的には3つ程度に合区すべき。	現時点では、神戸市だけを取りだして、合区の議論をする現状にはないと考える。

	自由民主党	維新の会	公明党	ひょうご県民連合	躍動の会	日本共産党
6 その他（自由意見）	当委員会を含めた近年の議員定数等調査特別委員会において様々な議論がなされてきているが、今後も人口減少が特に多自然地域において加速度的に進んでいくことが確実であり、また、全国的な議員定数の削減傾向は変わらないと思われる。 こうした状況下では、特に人口規模の小さい選挙区において、1人区を中心に配当基数が0.5を切るところが多数生じるおそれがあり、但馬地域やこの度の西播地域のような広大な面積と窓口となる自治体を多く抱える選挙区が増加することになりかねない。 人口比例を原則とする現行制度の改善を国に求めていくことと併せて、本県議会の選挙区やその定数のあり方については、将来にわたって安定的な運用が図られるよう、さらに時間をかけた議論が必要ではないかと考える。	2026年7月現在、本県においては財政問題がなお一層顕在化してきた。 今後本県の投資的経費を削減せざるを得ない状況が見込まれる中で、議員定数等について人口比のみで議論するのではなく、今後は、議員の待遇や定数自体について、本県の財政を健全化させていくための諸改革を改めてスタートさせる観点からの議論も必要であると考えている。 その際、今般の本県財政改革にあわせ、議員定数を2割削減することを提言する。 （△18議席） ○選挙区別定数（特例選挙区も含む） 1. 配当基数が条例定数より小さい選挙区で、定数が2名以上の選挙区の定数を1名減ずる。 ①神戸市兵庫区 ②神戸市長田区 ③神戸市須磨区 ④姫路市 ⑤尼崎市 ⑥西宮市 ⑦豊岡市及び美方郡 ⑧たつの市及び揖保郡 ⑨川西市及び川辺郡 ⑩三田市 以上10名減 2. 配当基数が条例定数より小さい選挙区で、定数が1名の選挙区の定数を1名減じ、隣接選挙区に合区する。 ①洲本市と南あわじ市の定数2名を1名とし、両選挙区を合区する。 ②淡路市の定数を1名減じ、明石市に合区する。 ③神崎郡の定数を1名減じ、姫路市に合区する。 ④小野市の定数を1名減じ、加古川市に合区する。 ⑤加東市の定数を1名減じ、三木市に合区する。 ⑥丹波市の定数を1名減じ、養父市・朝来市に合区する。 ⑦加西市の定数を1名減じ、西脇市・多可町に合区する。 以上7名減 3. 配当基数が条例定数より小さい選挙区を合区した上で、定数の合計から1名を減じる。 ①宍粟市、相生市、赤穂市・赤穂郡・佐用郡を合区し、定数3名から2名に1名減する。 以上1名減 なお、定数を1名減じた三田市は丹波篠山市と合区し定数2とする。	特になし	今回の議員定数等調査特別委員会においては、議論する時間的な余裕がないことから、総定数の維持を主張するが、次期の任期においては、厳しい県財政状況を踏まえ、抜本的な選挙制度見直しと合わせて、総定数の見直しを議論するべきである。 そして、その旨を「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の改正条例の附則に規定すべきである。	人口減少や少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化を踏まえると、議会も時代に即した適正な規模へ見直す必要がある。議員自らが率先垂範し県民の理解と信頼を得る上でも重要である。	議員定数については、議会の中だけで議論するのではなく、県民の意見を聞く方法について検討すべき。

※R8.9.11 躍動の会・無所属兵庫県議員団が結成された。本報告書では結成前の会派、躍動の会と表記している。

選挙区別人口及び較差の状況（R7国調人口・速報値）

	選挙区名	条例 定数	選挙区 人口	配当基数	人口比 定数	議員1人当たり人口		較差①		較差②	
						人口比	条例	人口比①	条例①	人口比②	条例②
	1 神戸市東灘区	3	211,921	3,423	3	70,640	70,640	1.91	1.91	1.91	1.91
	2 神戸市灘区	2	137,283	2,218	2	68,641	68,641	1.85	1.85	1.85	1.85
	3 神戸市中央区	2	152,124	2,457	2	76,062	76,062	2.05	2.05	2.05	2.05
	4 神戸市兵庫区	2	111,844	1,807	2	55,922	55,922	1.51	1.51	1.51	1.51
	5 神戸市北区	3	203,615	3,289	3	67,871	67,871	1.83	1.83	1.83	1.83
●	6 神戸市長田区	2	93,096	1,504	1	93,096	46,548	2.51	1.26	2.51	1.26
●	7 神戸市須磨区	3	152,654	2,466	2	76,327	50,884	2.06	1.37	2.06	1.37
	8 神戸市垂水区	3	206,825	3,341	3	68,941	68,941	1.86	1.86	1.86	1.86
○	9 神戸市西区	3	228,268	3,687	4	57,067	76,089	1.54	2.05	1.54	2.05
	10 姫路市	8	518,311	8,373	8	64,788	64,788	1.75	1.75	1.75	1.75
	11 尼崎市	7	457,162	7,385	7	65,308	65,308	1.76	1.76	1.76	1.76
○	12 明石市	4	307,043	4,960	5	61,408	76,760	1.66	2.07	1.66	2.07
○	13 西宮市	7	482,834	7,800	8	60,354	68,976	1.63	1.86	1.63	1.86
	14 洲本市	1	38,620	0.624	1	38,620	38,620	1.04	1.04	1.04	1.04
	15 芦屋市	1	91,703	1.481	1	91,703	91,703	2.48	2.48	2.48	2.48
	16 伊丹市	3	195,152	3,152	3	65,050	65,050	1.76	1.76	1.76	1.76
	17 相生市及び赤穂郡	1	38,854	0.628	1	38,854	38,854	1.05	1.05	1.05	1.05
●	18 豊岡市及び美方郡	2	97,925	1,582	1	97,925	48,962	2.64	1.32	2.64	1.32
	19 加古川市	4	253,220	4,090	4	63,305	63,305	1.71	1.71	1.71	1.71
	20 たつの市及び揖保郡	2	102,276	1,652	2	51,138	51,138	1.38	1.38	1.38	1.38
	21 赤穂市	1	42,714	0.690	1	42,714	42,714	1.15	1.15	1.15	1.15
	22 西脇市及び多可郡	1	53,145	0.858	1	53,145	53,145	1.43	1.43	1.43	1.43
	23 宝塚市	3	217,163	3,508	3	72,387	72,387	1.95	1.95	1.95	1.95
	24 三木市	1	71,248	1.151	1	71,248	71,248	1.92	1.92	1.92	1.92
	25 高砂市	1	83,381	1.347	1	83,381	83,381	2.25	2.25	2.25	2.25
	26 川西市及び川辺郡	3	177,133	2,861	3	59,044	59,044	1.59	1.59	1.59	1.59
	27 小野市	1	46,169	0.746	1	46,169	46,169	1.25	1.25	1.25	1.25
	28 三田市	2	105,124	1,698	2	52,562	52,562	1.42	1.42	1.42	1.42
	29 加西市	1	40,274	0.651	1	40,274	40,274	1.09	1.09	1.09	1.09
	30 丹波篠山市	1	37,037	0.598	1	37,037	37,037	1.00	1.00	1.00	1.00
	31 養父市及び朝来市	1	46,272	0.747	1	46,272	46,272	1.25	1.25	1.25	1.25
	32 丹波市	1	57,580	0.930	1	57,580	57,580	1.55	1.55	1.55	1.55
	33 南あわじ市	1	41,107	0.664	1	41,107	41,107	1.11	1.11	1.11	1.11
	34 淡路市	1	39,472	0.638	1	39,472	39,472	1.07	1.07	1.07	1.07
	35 宍粟市及び佐用郡	1	45,410	0.734	1	45,410	45,410	1.23	1.23	1.23	1.23
	36 加東市	1	39,500	0.638	1	39,500	39,500	1.07	1.07	1.07	1.07
	37 加古郡	1	62,637	1.012	1	62,637	62,637	1.69	1.69	1.69	1.69
	38 神崎郡	1	37,729	0.609	1	37,729	37,729	1.02	1.02	1.02	1.02
		86	5,323,825		86	61,904.942					

※1 R7国調人口速報値をもとに試算。(R2国調より人口が増加している選挙区は、神戸市灘区、中央区、兵庫区、明石市)

※2 ○は条例定数が人口比定数を下回っている選挙区、●は条例定数が人口比定数を上回っている選挙区。

※3 較差①は、議員1人当たり人口の較差(最小選挙区:丹波篠山市)【特例選挙区なし】

※4 条例定数の最大較差は、2.48(芦屋市:丹波篠山市)となり、前回の2.70(芦屋市:宍粟市)から縮小。

【試算の考え方】

- ・定数は現行86名を維持。
- ・赤穂市、赤穂郡及び佐用郡選挙区の合区を見直しし、相生市と赤穂郡、宍粟市と佐用郡を合区し、赤穂市は単独で選挙区とする(R8.3第6回委員会で合意)。
- ・法第15条8項を現行4選挙区に加え、西宮市(△1)、豊岡市及び美方郡(+1)に適用。

選挙区別人口及び較差の状況（R7国調人口・速報値）

	選挙区名	条例 定数	選挙区 人口	配当基数	人口比 定数	議員1人当たり人口		較差①		較差②	
						人口比	条例	人口比①	条例①	人口比②	条例②
	1 神戸市東灘区	3	211,921	3,344	3	70,640	70,640	1.91	1.91	1.91	1.91
	2 神戸市灘区	2	137,283	2,166	2	68,641	68,641	1.85	1.85	1.85	1.85
	3 神戸市中央区	2	152,124	2,400	2	76,062	76,062	2.05	2.05	2.05	2.05
	4 神戸市兵庫区	2	111,844	1,765	2	55,922	55,922	1.51	1.51	1.51	1.51
	5 神戸市北区	3	203,615	3,213	3	67,871	67,871	1.83	1.83	1.83	1.83
	6 神戸市長田区	1	93,096	1,469	1	93,096	93,096	2.51	2.51	2.51	2.51
	7 神戸市須磨区	2	152,654	2,409	2	76,327	76,327	2.06	2.06	2.06	2.06
	8 神戸市垂水区	3	206,825	3,263	3	68,941	68,941	1.86	1.86	1.86	1.86
	9 神戸市西区	3	228,268	3,602	3	76,089	76,089	2.05	2.05	2.05	2.05
	10 姫路市	8	518,311	8,178	8	64,788	64,788	1.75	1.75	1.75	1.75
	11 尼崎市	7	457,162	7,213	7	65,308	65,308	1.76	1.76	1.76	1.76
○	12 明石市	4	307,043	4,845	5	61,408	76,760	1.66	2.07	1.66	2.07
○	13 西宮市	7	482,834	7,618	8	60,354	68,976	1.63	1.86	1.63	1.86
	14 洲本市	1	38,620	0,609	1	38,620	38,620	1.04	1.04	1.04	1.04
	15 芦屋市	1	91,703	1,447	1	91,703	91,703	2.48	2.48	2.48	2.48
	16 伊丹市	3	195,152	3,079	3	65,050	65,050	1.76	1.76	1.76	1.76
	17 相生市及び赤穂郡	1	38,854	0,613	1	38,854	38,854	1.05	1.05	1.05	1.05
●	18 豊岡市及び美方郡	2	97,925	1,545	1	97,925	48,962	2.64	1.32	2.64	1.32
	19 加古川市	4	253,220	3,995	4	63,305	63,305	1.71	1.71	1.71	1.71
●	20 たつの市及び揖保郡	2	102,276	1,614	1	102,276	51,138	2.76	1.38	2.76	1.38
	21 赤穂市	1	42,714	0,674	1	42,714	42,714	1.15	1.15	1.15	1.15
	22 西脇市及び多可郡	1	53,145	0,839	1	53,145	53,145	1.43	1.43	1.43	1.43
	23 宝塚市	3	217,163	3,426	3	72,387	72,387	1.95	1.95	1.95	1.95
	24 三木市	1	71,248	1,124	1	71,248	71,248	1.92	1.92	1.92	1.92
	25 高砂市	1	83,381	1,316	1	83,381	83,381	2.25	2.25	2.25	2.25
	26 川西市及び川辺郡	3	177,133	2,795	3	59,044	59,044	1.59	1.59	1.59	1.59
	27 小野市	1	46,169	0,728	1	46,169	46,169	1.25	1.25	1.25	1.25
	28 三田市	2	105,124	1,659	2	52,562	52,562	1.42	1.42	1.42	1.42
	29 加西市	1	40,274	0,635	1	40,274	40,274	1.09	1.09	1.09	1.09
	30 丹波篠山市	1	37,037	0,584	1	37,037	37,037	1.00	1.00	1.00	1.00
	31 養父市及び朝来市	1	46,272	0,730	1	46,272	46,272	1.25	1.25	1.25	1.25
	32 丹波市	1	57,580	0,909	1	57,580	57,580	1.55	1.55	1.55	1.55
	33 南あわじ市	1	41,107	0,649	1	41,107	41,107	1.11	1.11	1.11	1.11
	34 淡路市	1	39,472	0,623	1	39,472	39,472	1.07	1.07	1.07	1.07
	35 宍粟市及び佐用郡	1	45,410	0,716	1	45,410	45,410	1.23	1.23	1.23	1.23
	36 加東市	1	39,500	0,623	1	39,500	39,500	1.07	1.07	1.07	1.07
	37 加古郡	1	62,637	0,988	1	62,637	62,637	1.69	1.69	1.69	1.69
	38 神崎郡	1	37,729	0,595	1	37,729	37,729	1.02	1.02	1.02	1.02
		84	5,323,825		84	63,378.869					

※1 R7国調人口速報値をもとに試算。(R2国調より人口が増加している選挙区は、神戸市灘区、中央区、兵庫区、明石市)

※2 ○は条例定数が人口比定数を下回っている選挙区、●は条例定数が人口比定数を上回っている選挙区。

※3 較差①は、議員1人当たり人口の較差(最小選挙区:丹波篠山市)【特例選挙区なし】

※4 条例定数の最大較差は、2.51(神戸市長田区:丹波篠山市)となり、前回の2.70(芦屋市:宍粟市)から縮小。

【試算の考え方】

・総定数を2減とし84名とする。(神戸市長田区(△1)、神戸市須磨区(△1))

・赤穂市、赤穂郡及び佐用郡選挙区の合区を見直し、相生市と赤穂郡、宍粟市と佐用郡を合区し、赤穂市は単独で選挙区とする(R8.3第6回委員会で合意)。

・法第15条8項について、明石市(△1)、西宮市(△1)、豊岡市及び美方郡(+1)、たつの市及び揖保郡(+1)に適用。

選挙区別人口及び較差の状況（R7国調人口・確定値）

	選挙区名	条例 定数	選挙区 人口	配当基数	人口比 定数	議員1人当たり人口		較差①		較差②	
						人口比	条例	人口比①	条例①	人口比②	条例②
	1 神戸市東灘区	3	211,504	3,420	3	70,501	70,501	1.91	1.91	1.91	1.91
	2 神戸市灘区	2	137,037	2,216	2	68,518	68,518	1.85	1.85	1.85	1.85
	3 神戸市中央区	2	151,949	2,457	2	75,974	75,974	2.05	2.05	2.05	2.05
	4 神戸市兵庫区	2	111,678	1,806	2	55,839	55,839	1.51	1.51	1.51	1.51
	5 神戸市北区	3	203,183	3,286	3	67,727	67,727	1.83	1.83	1.83	1.83
●	6 神戸市長田区	2	92,901	1,502	1	92,901	46,450	2.51	1.26	2.51	1.26
●	7 神戸市須磨区	3	152,394	2,465	2	76,197	50,798	2.06	1.37	2.06	1.37
	8 神戸市垂水区	3	206,457	3,339	3	68,819	68,819	1.86	1.86	1.86	1.86
○	9 神戸市西区	3	227,894	3,686	4	56,973	75,964	1.54	2.05	1.54	2.05
	10 姫路市	8	517,867	8,375	8	64,733	64,733	1.75	1.75	1.75	1.75
	11 尼崎市	7	457,195	7,394	7	65,313	65,313	1.77	1.77	1.77	1.77
○	12 明石市	4	306,587	4,958	5	61,317	76,646	1.66	2.07	1.66	2.07
○	13 西宮市	7	482,260	7,799	8	60,282	68,894	1.63	1.86	1.63	1.86
	14 洲本市	1	38,556	0.624	1	38,556	38,556	1.04	1.04	1.04	1.04
	15 芦屋市	1	91,552	1.481	1	91,552	91,552	2.48	2.48	2.48	2.48
	16 伊丹市	3	195,049	3,154	3	65,016	65,016	1.76	1.76	1.76	1.76
	17 相生市及び赤穂郡	1	38,815	0.628	1	38,815	38,815	1.05	1.05	1.05	1.05
●	18 豊岡市及び美方郡	2	97,870	1.583	1	97,870	48,935	2.65	1.32	2.65	1.32
	19 加古川市	4	253,036	4,092	4	63,259	63,259	1.71	1.71	1.71	1.71
	20 たつの市及び揖保郡	2	102,214	1,653	2	51,107	51,107	1.38	1.38	1.38	1.38
	21 赤穂市	1	42,701	0.691	1	42,701	42,701	1.15	1.15	1.15	1.15
	22 西脇市及び多可郡	1	53,062	0.858	1	53,062	53,062	1.43	1.43	1.43	1.43
	23 宝塚市	3	217,157	3,512	3	72,385	72,385	1.96	1.96	1.96	1.96
	24 三木市	1	70,961	1.148	1	70,961	70,961	1.92	1.92	1.92	1.92
	25 高砂市	1	83,322	1.347	1	83,322	83,322	2.25	2.25	2.25	2.25
	26 川西市及び川辺郡	3	176,942	2,862	3	58,980	58,980	1.59	1.59	1.59	1.59
	27 小野市	1	46,138	0.746	1	46,138	46,138	1.25	1.25	1.25	1.25
	28 三田市	2	105,016	1,698	2	52,508	52,508	1.42	1.42	1.42	1.42
	29 加西市	1	40,211	0.650	1	40,211	40,211	1.09	1.09	1.09	1.09
	30 丹波篠山市	1	36,990	0.598	1	36,990	36,990	1.00	1.00	1.00	1.00
	31 養父市及び朝来市	1	46,223	0.748	1	46,223	46,223	1.25	1.25	1.25	1.25
	32 丹波市	1	57,506	0.930	1	57,506	57,506	1.55	1.55	1.55	1.55
	33 南あわじ市	1	41,037	0.664	1	41,037	41,037	1.11	1.11	1.11	1.11
	34 淡路市	1	39,382	0.637	1	39,382	39,382	1.06	1.06	1.06	1.06
	35 宍粟市及び佐用郡	1	45,372	0.734	1	45,372	45,372	1.23	1.23	1.23	1.23
	36 加東市	1	39,471	0.638	1	39,471	39,471	1.07	1.07	1.07	1.07
	37 加古郡	1	62,605	1.012	1	62,605	62,605	1.69	1.69	1.69	1.69
	38 神崎郡	1	37,698	0.610	1	37,698	37,698	1.02	1.02	1.02	1.02
		86	5,317,792		86	61,834,791					

※1 R7国調人口確定値をもとに試算。(R2国調より人口が増加している選挙区は、神戸市灘区、中央区、兵庫区、明石市)
※2 ○は条例定数が人口比定数を下回っている選挙区、●は条例定数が人口比定数を上回っている選挙区。
※3 較差①は、議員1人当たり人口の較差(最小選挙区:丹波篠山市)【特例選挙区なし】
※4 条例定数の最大較差は、2.48(芦屋市:丹波篠山市)となり、前回の2.70(芦屋市:宍粟市)から縮小。

【試算の考え方】
・定数は現行86名を維持。
・赤穂市、赤穂郡及び佐用郡選挙区の合区を見直しし、相生市と赤穂郡、宍粟市と佐用郡を合区し、赤穂市は単独で選挙区とする(R8.3第6回委員会で合意)。
・法第15条8項を現行4選挙区に加え、西宮市(△1)、豊岡市及び美方郡(+1)に適用。

選挙区別人口及び較差の状況（R7国調人口・確定値）

	選 挙 区 名	条例 定数	選挙区 人 口	配当基数	人口比 定 数	議員1人当たり人口		較 差①		較 差②	
						人口比	条例	人口比①	条例①	人口比②	条例②
	1 神戸市東灘区	3	211,504	3,341	3	70,501	70,501	1.91	1.91	1.91	1.91
	2 神戸市灘区	2	137,037	2,165	2	68,518	68,518	1.85	1.85	1.85	1.85
	3 神戸市中央区	2	151,949	2,400	2	75,974	75,974	2.05	2.05	2.05	2.05
	4 神戸市兵庫区	2	111,678	1,764	2	55,839	55,839	1.51	1.51	1.51	1.51
	5 神戸市北区	3	203,183	3,209	3	67,727	67,727	1.83	1.83	1.83	1.83
	6 神戸市長田区	1	92,901	1,467	1	92,901	92,901	2.51	2.51	2.51	2.51
	7 神戸市須磨区	2	152,394	2,407	2	76,197	76,197	2.06	2.06	2.06	2.06
	8 神戸市垂水区	3	206,457	3,261	3	68,819	68,819	1.86	1.86	1.86	1.86
	9 神戸市西区	3	227,894	3,600	3	75,964	75,964	2.05	2.05	2.05	2.05
	10 姫路市	8	517,867	8,180	8	64,733	64,733	1.75	1.75	1.75	1.75
	11 尼崎市	7	457,195	7,222	7	65,313	65,313	1.77	1.77	1.77	1.77
○	12 明石市	4	306,587	4,843	5	61,317	76,646	1.66	2.07	1.66	2.07
○	13 西宮市	7	482,260	7,618	8	60,282	68,894	1.63	1.86	1.63	1.86
	14 洲本市	1	38,556	0,609	1	38,556	38,556	1.04	1.04	1.04	1.04
	15 芦屋市	1	91,552	1,446	1	91,552	91,552	2.48	2.48	2.48	2.48
	16 伊丹市	3	195,049	3,081	3	65,016	65,016	1.76	1.76	1.76	1.76
	17 相生市及び赤穂郡	1	38,815	0,613	1	38,815	38,815	1.05	1.05	1.05	1.05
●	18 豊岡市及び美方郡	2	97,870	1,546	1	97,870	48,935	2.65	1.32	2.65	1.32
	19 加古川市	4	253,036	3,997	4	63,259	63,259	1.71	1.71	1.71	1.71
●	20 たつの市及び揖保郡	2	102,214	1,615	1	102,214	51,107	2.76	1.38	2.76	1.38
	21 赤穂市	1	42,701	0,675	1	42,701	42,701	1.15	1.15	1.15	1.15
	22 西脇市及び多可郡	1	53,062	0,838	1	53,062	53,062	1.43	1.43	1.43	1.43
	23 宝塚市	3	217,157	3,430	3	72,385	72,385	1.96	1.96	1.96	1.96
	24 三木市	1	70,961	1,121	1	70,961	70,961	1.92	1.92	1.92	1.92
	25 高砂市	1	83,322	1,316	1	83,322	83,322	2.25	2.25	2.25	2.25
	26 川西市及び川辺郡	3	176,942	2,795	3	58,980	58,980	1.59	1.59	1.59	1.59
	27 小野市	1	46,138	0,729	1	46,138	46,138	1.25	1.25	1.25	1.25
	28 三田市	2	105,016	1,659	2	52,508	52,508	1.42	1.42	1.42	1.42
	29 加西市	1	40,211	0,635	1	40,211	40,211	1.09	1.09	1.09	1.09
	30 丹波篠山市	1	36,990	0,584	1	36,990	36,990	1.00	1.00	1.00	1.00
	31 養父市及び朝来市	1	46,223	0,730	1	46,223	46,223	1.25	1.25	1.25	1.25
	32 丹波市	1	57,506	0,908	1	57,506	57,506	1.55	1.55	1.55	1.55
	33 南あわじ市	1	41,037	0,648	1	41,037	41,037	1.11	1.11	1.11	1.11
	34 淡路市	1	39,382	0,622	1	39,382	39,382	1.06	1.06	1.06	1.06
	35 宍粟市及び佐用郡	1	45,372	0,717	1	45,372	45,372	1.23	1.23	1.23	1.23
	36 加東市	1	39,471	0,623	1	39,471	39,471	1.07	1.07	1.07	1.07
	37 加古郡	1	62,605	0,989	1	62,605	62,605	1.69	1.69	1.69	1.69
	38 神崎郡	1	37,698	0,595	1	37,698	37,698	1.02	1.02	1.02	1.02
		84	5,317,792		84	63,307.048					

※1 R7国調人口確定値をもとに試算。(R2国調より人口が増加している選挙区は、神戸市灘区、中央区、兵庫区、明石市)

※2 ○は条例定数が人口比定数を下回っている選挙区、●は条例定数が人口比定数を上回っている選挙区。

※3 較差①は、議員1人当たり人口の較差(最小選挙区:丹波篠山市)【特例選挙区なし】

※4 条例定数の最大較差は、2.51(神戸市長田区:丹波篠山市)となり、前回の2.70(芦屋市:宍粟市)から縮小。

【試算の考え方】

・総定数を2減とし84名とする。(神戸市長田区(△1)、神戸市須磨区(△1))

・赤穂市、赤穂郡及び佐用郡選挙区の合区を見直しし、相生市と赤穂郡、宍粟市と佐用郡を合区し、赤穂市は単独で選挙区とする(R8.3第6回委員会で合意)。

・法第15条8項について、明石市(△1)、西宮市(△1)、豊岡市及び美方郡(+1)、たつの市及び揖保郡(+1)に適用。

議員定数等調査特別委員会委員名簿

委員長	藤田孝夫
副委員長	※1 高橋みつひろ（R8.8.18～）
〃	※2 門隆志（R7.6.12～R8.7.27）
委員	中村大輔（R8.8.17～）
〃	橘秀太郎
〃	さかたたかのり
〃	伊藤勝正（R8.5.29～）
〃	水田裕一郎（R7.11.26～）
〃	谷口俊介
〃	内藤兵衛
〃	上野英一
〃	島山清史（R7.6.12～R8.5.28）
〃	岸本かずなお
〃	前井まき（R7.6.12～R7.11.25）
〃	北川泰寿
委員外議員	白井たかひろ
〃	久保田けんじ

※1 R8.8.18 副委員長就任

※2 R8.7.27 委員辞職

議員提出第 21 号議案

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 10 月 5 日提出

兵庫県議会議員	藤	田	孝	夫
同	北	川	泰	寿
同	内	藤	兵	衛
同	水	田	裕	一郎
同	谷	口	俊	介
同	橘		秀	太郎
同	岸	本	か	ず
同	伊	藤	勝	正
同	上	野	英	一

兵庫県条例第 号

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和41年兵庫県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

相生市	相生市の区域	1人
-----	--------	----

」

を

「

相生市及び赤穂郡	相生市及び赤穂郡上郡町の区域	1人
----------	----------------	----

」

に、

「

赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	赤穂市、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の区域	1人
--------------	-----------------------	----

」

を

「

赤穂市	赤穂市の区域	1人
-----	--------	----

」

に、

「

宍粟市	宍粟市の区域	1人
-----	--------	----

」

を

「

宍粟市及び佐用郡	宍粟市及び佐用郡佐用町の区域	1人
----------	----------------	----

」

に改め、同表備考1を次のように改める。

- 1 この表に掲げる選挙区のうち、加古郡は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成25年法律第93号）附則第3条の規定に基づき1選挙

区とするものである。

第 2 条の表備考 2 中「及び明石市」を「、明石市、西宮市並びに豊岡市及び美方郡」に改める。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

（提案理由）

令和 7 年の国勢調査人口を基準とし、人口以外の社会的諸条件及び地域間の均衡を考慮して、兵庫県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数等について所要の整備を行う。

同意人事案件資料（令和8年9月県議会）

委員名	定数	任期	任期満了・辞任者	新たに任命しようとする者	他の現職者
教育委員会委員	5人	4年	井上 真二 〔元・兵庫県青少年団体 連絡協議会代表理事〕 〔任期満了 10/7〕	山崎 清治 〔兵庫県青少年団体 連絡協議会副代表理事〕	八田 昌樹 （兵庫県医師会会長） 並河 寿美 （声楽家） 宮脇 新也 （元・兵庫工業会会長） 横山 由紀子 （兵庫県立大学教授）
公安委員会委員	5人	3年	澤田 隆 （元・兵庫県歯科医師会会長） 〔任期満了 10/12〕	橋本 芳紀 （兵庫県歯科医師会会長）	①県議会同意 津田 隆雄 （元・姫路商工会議所副会頭） 小坂 圭一 （尼崎商工会議所副会頭） ②神戸市議会同意 高見澤 恵美子 （関西国際大学教授） 水谷 恭子 （弁護士）
但馬海区 漁業調整 委員会委員	10人	4年	村瀬 晴好 〔元・但馬漁業協同組合 代表理事組合長〕 〔辞任 7/31〕	吉岡 力男 〔但馬漁業協同組合 代表理事組合長〕	小林 東洋志 田畑 富治 永田 兼彦 濱邊 希夫 福本 好孝 松本 斎 上田 良介 川越 一男 濱口 益美

議 事 順 序 (案)

第 3 7 6 回 定 例 会
第 6 日 (1 0 月 5 日)

1 開 議 宣 告

2 諸 般 の 報 告

- (1) 議員定数等調査特別委員会調査報告書の提出について (写配付)
- (2) 本日議員並びに知事から追加提出された議案 (件名一覧表配付)

3 議案一括上程

第 8 0 号議案ないし第 9 9 号議案
報第 5 号

(1) 委員会審査報告

① 文書報告

総務、健康福祉、産業労働、農政環境、建設、文教、警察の
各常任委員会委員長

(2) 委員長報告に対する質疑 (終局)

(3) 討 論

久保田 けんじ 議員 (反対)

(4) 表 決 (採決方法別紙のとおり)

4 追加議案一括上程

第 1 0 0 号議案ないし第 1 0 2 号議案

- (1) 知事提案説明
- (2) 議事順序の省略議決 (簡易採決)
- (3) 表 決 (採決方法別紙のとおり)

5 議員提出議案上程

議員提出第 2 1 号議案

(1) 提案説明

藤 田 孝 夫 議員

(2) 議事順序の省略議決 (簡易採決)

(3) 討 論

斉 藤 なおひろ 議員 (反対)

前 井 ま き 議員 (賛成)

門 隆 志 議員 (反対)

伊 藤 勝 正 議員（賛成）

久保田 けんじ 議員（反対）

中 田 英 一 議員（賛成）

(4) 表 決（採決方法別紙のとおり）

6 休 会 議 決

10月6日から22日まで委員会審査のため（簡易採決）

7 日 程 通 告

次の本会議は10月23日（金）午前11時再開

8 散 会 宣 告

本日議決予定の議案（議決順）

第 3 7 6 回 定 例 会
令和 8 年 1 0 月 5 日

（9月17日に提出された議案）

1 起立採決

- 第 8 1 号議案 建築基準条例等の一部を改正する条例
- 第 8 4 号議案 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての市町負担額の決定
- 第 8 5 号議案 国営土地改良事業についての市町負担額の決定
- 第 8 6 号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定
- 第 8 7 号議案 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定
- 第 9 8 号議案 県営白川台住宅第 2 期建築工事請負契約の締結

2 簡易採決

- 第 8 0 号議案 令和 8 年度兵庫県一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 2 号議案 収入証紙条例を廃止する条例
- 第 8 3 号議案 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 8 号議案 令和 7 年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分
- 第 8 9 号議案 令和 7 年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分
- 第 9 0 号議案 交付金返還等請求事件に係る出訴
- 第 9 1 号議案 交付金交付決定取消決定取消等請求附帯控訴事件に係る出訴
- 第 9 2 号議案 和解及び損害賠償額の決定
- 第 9 3 号議案 公益財団法人都道府県センターに対する出捐
- 第 9 4 号議案 県立学校生徒用貸与端末の取得
- 第 9 5 号議案 二級河川新川水系新川 新川・東川 新川・東川統合排水機場本体工事（吐出管）請負契約の締結
- 第 9 6 号議案 尼崎西宮芦屋港 尼崎閘門 尼崎第 1 閘門機械設備改築工事（その 2）請負契約の締結
- 第 9 7 号議案 姫路港網干 大江島排水機場 仮排水機場機械設備製作据付工事請負契約の締結
- 第 9 9 号議案 令和 8 年度兵庫県一般会計補正予算（第 3 号）
- 報 第 5 号 専決処分の承認

(本日追加提出された議案)

1 簡易採決

第 1 0 0 号議案 教育委員会の委員の任命の同意

第 1 0 1 号議案 公安委員会の委員の任命の同意

第 1 0 2 号議案 但馬海区漁業調整委員会の委員の任命の同意

2 起立採決

議員提出第 2 1 号議案 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において
選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

第 3 7 6 回定例兵庫県議会
議 事 日 程 （ 第 6 号 ）

令和 8 年 1 0 月 5 日
午前 1 1 時開議

- | | |
|-----|--|
| 第 1 | 第 8 0 号議案ないし第 9 9 号議案
報第 5 号
委 員 長 報 告
討 論
表 決 |
| 第 2 | 第 1 0 0 号議案ないし第 1 0 2 号議案
知事提案説明
表 決 |
| 第 3 | 議員提出第 2 1 号議案
提 案 説 明
討 論
表 決 |

本日議員並びに知事から追加提出された議案

第 3 7 6 回 定 例 会

令 和 8 年 1 0 月 5 日

(議員提出議案)

議員提出第 2 1 号議案 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

(知事提出議案)

第 1 0 0 号議案 教育委員会の委員の任命の同意

第 1 0 1 号議案 公安委員会の委員の任命の同意

第 1 0 2 号議案 但馬海区漁業調整委員会の委員の任命の同意

閉 会 中 の 継 続 調 査 事 件 一 覧

(議 会 運 営 委 員 会)

- 1 次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について